

○総務省告示第五十一号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、平成二十六年総務省告示第三百八号（立入検査を行う職員の身分を示す証明書を定める件）は、令和五年三月三十一日限り、廃止する。

令和五年三月三日

総務大臣 松本 剛明